

東京電力福島原子力発電所事故 損害賠償対策にかかる JAグループの取り組みについて

第3回原子力損害賠償制度専門部会
平成27年8月25日



全国農業協同組合中央会(JA全中)

1 農業者による損害賠償請求とJAグループの取り組み

- 東日本大震災に伴う東京電力福島原子力発電所事故により、農業分野においても、出荷停止・風評被害を含め、広範囲に甚大な損害が発生。農業者の経営・生活のためにも、一刻も早い対応が求められていた。
- 一方、仮に農業者がそれぞれ賠償請求を行った場合、東京電力との交渉の難航、双方の請求事務対応の遅れなど、多くの課題が懸念されたことから、農業者を構成員とした協同組合であるJAグループは、JAで農業者の賠償請求を取りまとめ、JA都道府県中央会に設置した協議会を通じて一元的に請求するなど、迅速な賠償に向け支援を行ってきた。

図1 農業者の原発事故被害とJAグループ損害賠償対策の経過

※ 請求額は当初請求額を記載。その後の調整の中で一部修正しているため、確定請求額と若干異なる場合がある。

	政府等	東京電力	JAグループ
23年	<ul style="list-style-type: none"> ●食品中の放射性物質に関する暫定規制値の設定(3/17) ●原災法に基づく食品の出荷制限の指示(3/21～) ●原子力損害賠償紛争審査会の設置(4/11) ●第一次指針の策定(4/28) <ul style="list-style-type: none"> * 政府等による出荷制限指示等に伴う損害 ●「原子力災害被害者に対する緊急支援措置について」(5/12) <ul style="list-style-type: none"> * 第一次指針を踏まえ農林漁業者等の営業損害に対する賠償の仮払い等を指示 ●第二次指針追補の策定(5/31) <ul style="list-style-type: none"> * 風評被害の考え方を明示 ●原子力損害賠償支援機構法(8/3) ●中間指針の策定(8/5) <ul style="list-style-type: none"> * 原子力損害の当面の全体像を提示 ●原子力損害賠償紛争解決(ADR)センターの設置(9/1) 	<ul style="list-style-type: none"> ●福島原子力発電所事故(3/11) ●福島原子力補償相談室の設置、仮払補償金の受付開始(4/28) ●農林漁業者への仮払補償金の支払いを開始(5月末) ●本賠償の受付を開始(9/12,27) 	<ul style="list-style-type: none"> ●第1次要請の実施(4/14) ●JAグループ協議会の設立(4月～) <ul style="list-style-type: none"> * 24年1月までに20県で設立 ●JAグループ協議会による農業者損害賠償請求の開始(4/28) <ul style="list-style-type: none"> 【第1次請求:2県29億円(4月末)】 ●第2次要請の実施(6/9) <ul style="list-style-type: none"> 【第3次請求:6県154億円(6月末)】 【第5次請求:11県133億円(8月)】 ●第3次要請の実施(9月) <ul style="list-style-type: none"> 【第7次請求:17県410億円(10～11月)】
24年	<ul style="list-style-type: none"> ●食品中の放射性物質に関する新たな基準値の設定(4/1) 		<ul style="list-style-type: none"> 【第8次請求:18県310億円(12～1月)】 【第13次請求:16県200億円(6月末)】
25年	<ul style="list-style-type: none"> ●中間指針 第三次追補の策定(1/30) <ul style="list-style-type: none"> * 食品新基準値設定に伴う出荷制限指示等により発生した風評被害に係る損害について、品目と地域を追加 		<ul style="list-style-type: none"> 【第20次請求:17県117億円(1月末)】 【25年7月請求:14県98億円】
26年		<ul style="list-style-type: none"> ●農林漁業等における追加の風評被害にかかる賠償請求受付を開始(3/25) 	<ul style="list-style-type: none"> 【26年1月請求:10県53億円】 【26年6月請求:13県42億円】

15県現在も福島をはじめ協議会が継続

② 政府・各政党および東京電力に対するJAグループの要請



- JAグループは、農業者による損害賠償請求の支援のほか、並行して、政府・各政党および東京電力に対し、原発事故災害の早期終息や、損害・風評被害に対する万全かつ早期の賠償・補償等を求め、要請を行ってきた。

図1

JAグループの要請(平成23年4月)の要旨

I 要請の基本的な考え方

3. 原発事故災害の早期終息、あらゆる**損害・風評被害に対する万全かつ早期の賠償・補償の実現**

- ① 原発事故により農業者およびそれに係る関係者は多大な損害を被り、かつ、被害は拡大している。これにより農業者等の当面の生活・経営が脅かされ、将来に向けた不安は計り知れないものになっていることから、早期の補償意思の表明と、迅速な補償内容を明確化し、一時金の支払いを含め、全ての被害に対する全額補償を早期に行うこと。
また、政府・東京電力は、当該災害の早期終息とともに、被災地域が満足・納得する誠実な対応に努めること。
- ② 原発事故による退去、出荷・作付制限、風評被害等により、農業等において極めて甚大かつ広範囲に損害がでており、これら全てに対して被害者が納得できる賠償を受け、**早期に被災者・関係事業者が通常的生活・事業等に戻れるよう**、国としての万全かつ責任ある対応をとること。

II 具体的な要請事項

2. 原発事故対策

(1) 政府による原発事故に対する万全な対応

- ① 原発事故の早期終息と政府等による被災者への対応強化
- ② 原発事故に対する適切な予算等の措置

(2) 出荷停止等に対する万全な補償

- ① 出荷停止・作付制限等の補償対策
- ② 風評被害防止対策と被害への補償対策
- ③ 放射性物質の適切な検査の実施と公表等
- ④ 出荷停止等に伴う農畜産物の廃棄への対応策の整備

(3) 退避地域に対する万全な補償等

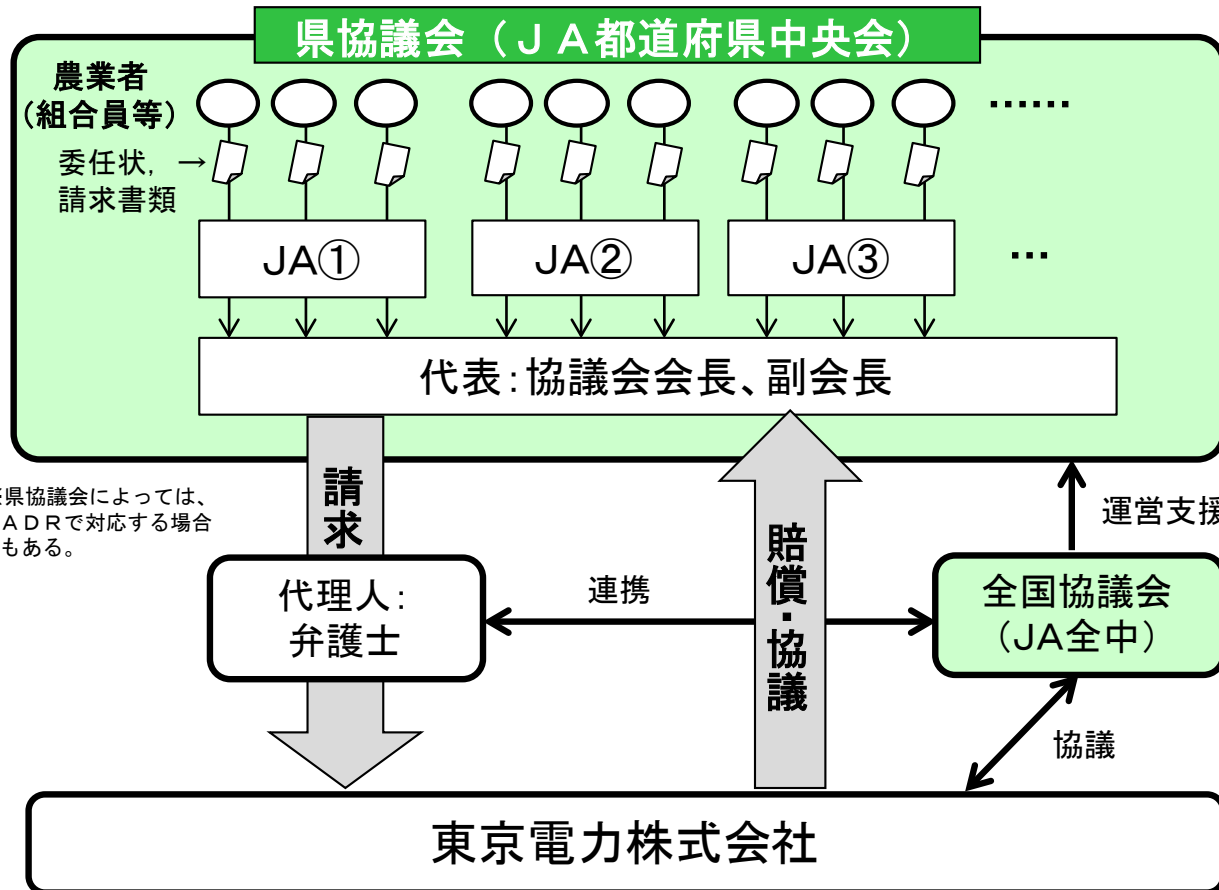
- ① 避難者に対する当面の補償対策
- ② 避難者に対する営農再開に向けた補償対策
- ③ 原発事故により休業等をしている事業者への補償対策
- ④ 原発事故被災地域の農地・農産物の安全確保対策と補償対策

*「東日本大震災の復旧・復興および原発事故対策に関する第1次要請」
(平成23年4月14日・東日本大震災復興・再建対策JAグループ中央本部)より抜粋

③ JAグループによる原発損害賠償請求支援の枠組み

- 農業者への早急な賠償を実現するため、原賠法に基づく東京電力への賠償請求を第一に、原子力損害賠償紛争審査会に対する和解仲介の申立 も視野に入れた取り組みを実施。
- 具体的には、県段階および全国段階に「JAグループ東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策協議会」を設置。個々の農業者の賠償請求を取りまとめ、東京電力への一元的な請求を行うことで、早期の賠償を後押し。

図1 原発事故損害賠償請求支援のためのJAグループの枠組み



※県協議会によっては、ADRに対応する場合もある。

協議会を設立した県 (20)

北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川、東京、長野、新潟、静岡、岐阜、三重、島根 ※一部は既に役割を果たし解散

《県協議会の役割》

- 農業者から委任を受け、県協議会ごとに請求内容を取りまとめ
- 各県の賠償請求・個別課題にかかる東京電力との協議
- 農業者への賠償金送金事務の代行
- 損害賠償請求にかかる要請の実施 等

《全国協議会の役割》

- 東京電力、国に対する窓口。賠償の考え方にかかる東京電力等との協議
- 各県間の連絡調整、損害賠償にかかる様式の設定
- 県協議会の請求の取りまとめ (~25年3月)
- 損害賠償請求にかかる要請の実施 等

4 損害賠償の概況



- 東北・北関東地方のみならず、広い範囲で農業関係の被害が発生しており、JAグループ各県協議会を通じた損害賠償請求額の合計は、5,116億円(平成27年7月末現在)にのぼっている。
- 一方、中間指針で明示されなかった一部の地域・品目では、請求に向けた東京電力との協議が難航し、未だ請求に至らないケースも見られる。

図1 JAグループ県協議会による農業者への賠償状況

- 請求額(累積) : 5,116億円(うち約4割が福島県分)
- 支払額(累積) : 4,801億円(うち約4割が福島県分)
- 支払率 : 95%

※ これまでの各県協議会の実績を合計(平成27年7月末時点)。支払率は、前月末までの累積請求額に対する東京電力からの支払額の割合。

▼ 累積請求額と支払率(平成23年4月~25年3月)

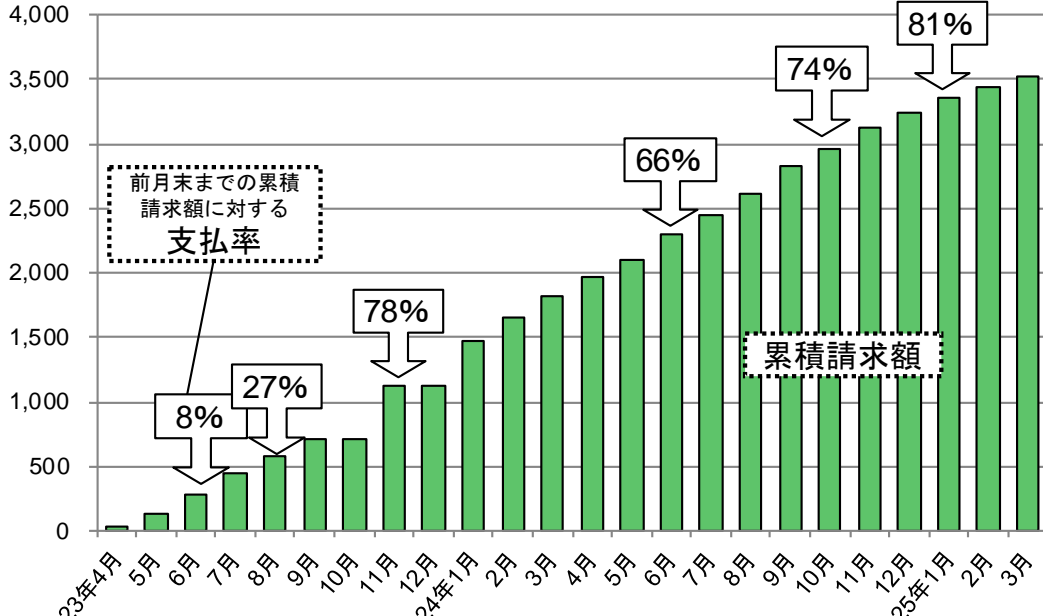


図2 協議会を通じた賠償請求の主な対象

畜産物(牛肉、牛乳・乳製品)、茶、しいたけ、野菜、米穀、
稲わら、牧草、堆肥

【参考：中間指針における農業関係部分の概要】

1. 政府等による農林水産物等の出荷制限指示等に係る損害
営業損害、就労不能等に伴う損害、検査費用(物)

2. いわゆる風評被害

○ 農業等

営業損害、就労不能等に伴う損害、検査費用(物)

- 農産物 : 福島、茨城、栃木、群馬、千葉、埼玉、岩手、宮城
- 茶 : 福島、茨城、栃木、群馬、千葉、埼玉、神奈川、静岡、宮城、東京
- 林産物 : 福島、茨城、栃木、群馬、千葉、埼玉、青森、岩手、宮城、東京、神奈川、静岡、(しいたけのみ) 広島
- 畜産物 : 福島、茨城、栃木、(以降は牛乳・乳製品のみ) 岩手、宮城、群馬
- 牛肉 : 北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、新潟、岐阜、静岡、三重、島根
- 家畜飼料 : 福島、岩手、宮城、栃木
- 家畜排せつ物原料堆肥 : 福島、岩手、宮城、茨城、栃木、千葉
- 花き : 福島、茨城、栃木
- その他 : 福島

○ 輸出

※ 請求額は当初請求額を記載。その後の調整の中で一部修正しているため、確定請求額と若干異なる場合がある。